

結の浜海浜公園指定管理者募集要項



令和8年10月
大宜味村役場 企画観光課

結の浜海浜公園指定管理者募集要項

野外のレクリエーション活動等をとおして、村民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を図るため整備した海浜公園である。

今回、本村の観光拠点及び地域振興の核となる「結の浜海浜公園」を本施設の設置目的に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行える指定管理者を選定することを目的としている。

1. 基本的運営方針

- (1) 質の高いサービスを村民に平等に提供できるよう管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な施設管理を行うこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 施設の管理経費の削減など管理の効率化に努めること。
- (5) 安定した施設の管理運営を行うこと。
- (6) 利用者の要望を把握しながら全体の利益を考慮し、適切に管理運営業務に反映すること。
- (7) 関係法令を遵守し、的確に安全な管理運営を行うこと。

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称
大宜味村結の浜海浜公園
- (2) 施設の所在地
大宜味村字塩屋 1 3 0 6 番 8 9、1 3 0 6 番 4 及びその地先
- (3) ビーチ（養浜）延長
L＝約 3 0 0 m
- (4) 駐車場
3 2 台（普通車：3 0 台、大型バス：2 台）
1 0 台（自転車：サイクルスタンド 1 0 台）
- (5) 管理棟（1 棟）
事務所、案内所、休憩所、救護室、倉庫、トイレ・シャワー・更衣室（男女）
- (6) 倉庫棟（1 棟）
- (7) 東屋（2 棟）
- (8) BBQ 施設（1 箇所）
- (9) 浄化槽及び機械（一式）
- (1 0) その他（照明灯、管理用道路、樹木、園路、芝生）

なお供用期間及び利用時間は下記のとおりとする。

供用期間	通年（ただし、遊泳は４月１日から１０月３１日まで）（毎週火曜日は休み）		
利用時間	公園	４月～６月、９月～３月	９時～１９時
		７月及び８月	９時～２０時
	遊泳区域	４月～６月、９月～１０月	９時～１８時
		７月及び８月	９時～１９時

※大宜味村海浜公園の設置及び管理に関する条例 第３条・別表１

３．指定管理者が行う業務

指定管理者は、大宜味村海浜公園の設置及び管理に関する条例（以下、「条例」という）第１３条に基づき、次の業務を行うものとする。

- （１）水難事故を防止するために必要な業務
- （２）水難事故発生時における人命救助を行うために必要な業務
- （３）海浜公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （４）海浜公園の行為の許可に関する業務
- （５）海浜公園の利用料金の徴収及び返還に関する業務
- （６）海浜公園の管理及び運営に関し村長が必要と認める業務

４．指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日（５年間）

※但し、施設の管理運営に関しては、ビーチ及び海浜公園の契約後からとする。

５．自主事業

指定管理者は、公園利用の活性化、利用者サービス向上を目的として自主事業を実施することができる。自主事業の実施にあたっては、事前に村長の承認及び関係機関からの了承を得てから行い、下記の（１）～（７）に留意すること。

- （１）施設の設置目的に沿ったものであること。
- （２）指定管理者の指定管理業務に支障を与えるものでないこと。
- （３）施設利用者の利用を妨げるものでないこと。
- （４）公共性の確保が図られていること。
- （５）収支計画に、利用料金を自主事業に要する経費に充当しないこと。
- （６）参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- （７）自主事業については、原則として指定管理者自らが実施することとし、第三者に委託する場合は、あらかじめ村長の承認を得ること。

6. 管理に要する経費

海浜公園の管理運営にかかる費用は、指定管理料及び施設利用料金並びに自主事業の収入をもって充てるものとする。管理運営にあたっての備品等の貸与は以下のとおりで、その他必要に応じて指定管理者が準備するものとする。又、貸与備品の維持管理に掛かる経費は全て指定管理者で負担するものとする。

(1) 貸与備品

別表1のとおり。

(2) 指定管理料の支払い

村は、管理運営経費として、提案された事業計画書（予算書）を基に指定管理料を支払う。

(3) 指定管理料には小規模修繕費を含む。小規模修繕とは、塗装、漏水、ガラス破損、備品、機械、建具調整等のことをいう。主要構造部分等に係る大規模な修繕や災害等からの復旧に係る経費は村が負担する。

(4) 利用料金

海浜公園の利用料金は、指定管理者の収入とする。なお利用料金の額は、条例第10条の規定に基づき、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が村長の承認を得て決定する。

(5) 自主事業の収入

指定管理者は、事業計画に基づき自己の責任と費用負担により自主事業を行い、収入を得ることができるものとする。

(6) 管理口座、経理区分

海浜公園管理のための専用口座を開設し、他の事業と分けて管理すること。

(7) 指定管理料の減額

毎年度の収支決算書をふまえ、翌年度において指定管理料の減額をすることができる。

7. 指定管理業務に関する留意事項

指定管理者は、海浜公園を管理運営するにあたっては、法令等の遵守及び次に掲げる事項に沿って行うこと。

(1) 遵守法令等

①地方自治法

②労働基準法

③沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

④結の浜海浜公園の設置及び管理に関する条例

⑤結の浜海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則

⑥大宜味村個人情報保護条例

⑦大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例

⑧大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する規則

⑨その他業務を遂行する上で関係する法令

※指定管理中に上記に規定する法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする

(2) 本管理運営業務の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせないこと。

(3) 文書の取り扱い

指定管理者が業務に伴い、または受領する文書等は、適正に管理・保存すること。

(4) 保険への加入

管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。

(補償額下限：対人1人1億円以上・1事故3億円以上、

対物1事故1,000万円以上)

※全国町村会保険については、指定管理者が独自に行う自主事業は補償対象外となっております。

(5) 守秘義務

指定管理者は、海浜公園の管理運営を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理機関が満了した後も同様とする。

(6) 緊急時等の対策

施設内の秩序を維持し、事故・盗難・破損等の犯罪及び火災等の被害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。また、緊急時、災害時の対応を明確にすることとする。なお、事故が発生したときには、その原因、状況及びこれに対する処理を村に報告すること。

(7) 備品やその修繕、及び備品管理の整備

施設やその修繕、及び備品の管理について、台帳等を整え、適正に管理しなければならない。

8. 応募資格・条件

(1) 単体の法人または、法人からなる共同企業体及び村内の法人以外の団体であること。

(2) 単体の法人は次の要件をすべて満たしていること。

①沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所のいずれかを有していること。

②会社更生法または、民事再生法に基づく再生または、再生手続き等を行っていないこと。

③本村から指名停止を受けている期間中でないこと。

④大宜味村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

- ⑤国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 共同企業体等は、次の要件をすべて満たしていること。
- ①共同企業体は構成員の中から代表者を定めるものとする。
 - ②代表者は沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
 - ③構成員各法人において会社更生法または、民事再生法等に基づく再生または、再生手続き等を行っていないこと。
 - ④構成員各法人において本村から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑤構成員各法人において大宜味村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。
 - ⑥構成員各法人において国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - ⑦共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守すること。
 - ⑧同時に複数の企業体及び団体等の構成員になることはできない。
 - ⑨単体の法人として、参加している場合は他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (4) 本事業を十分に理解したうえで、本村と目的を共有し、業務委託を的確に遂行できること。
- ※契約締結までの間に上記の参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しないことがある。

9. 募集要項のダウンロード

- (1) ダウンロード期間：令和8年10月19日～令和8年11月30日
- (2) ダウンロード場所：村ホームページからダウンロード

10. 募集要項等に関する質問の受付

- (1) 質問期間：令和8年11月2日～令和8年11月13日 午後5時まで
- (2) 質問方法：質問書（様式第6号）に質問の趣旨を簡潔にまとめ、メール、または FAX による送付とする。なお、電話や口頭等による質問は原則として回答しません。
- (3) 送付先：大宜味村 企画観光課
TEL：0980-44-3007
FAX：0980-44-3139
メール：kikaku@vill.ogimi.lg.jp
- ※送信後必ず着信の電話確認をおこなうこと。

1 1. 申請書の提出

(1) 受付期間：令和 8 年 11 月 16 日～令和 8 年 11 月 30 日

午前 9 時～午後 5 時まで。但し、正午から午後 1 時を除く。

(2) 受付場所：大宜味村役場 2 階 企画観光課

(3) 提出部数：正本 1 部、副本（コピー可）10 部

提出する際は必ず次の書類の番号ごとにできる限り詳細に目次、インデックスを作成し、(1) 申請書（様式第 1 号）を 1 ページ目とし、(14) その他村長が必要と認める書類の最後まで連番で、書面の下の中央にページ数を記載すること。

また、印刷方法は片面両面問わないが、どちらかに統一しフラットファイル等で提出すること。ただし、証明書の原本等がある正本については、ページ番号は不要、片面両面混在でもよいものとする。

フラットファイル等の表紙及び背表紙しに「結の浜海浜公園指定管理者申請書」と表記し、「申請者団体」も表記すること。また、表紙には「指定管理者候補者選定関係資料」とも表記し、共同企業体については、「各構成員全ての称号または名称」も表記すること。

1 2. 申請のための提出書類

(1) 提出書類

①指定管理者指定申請書（第 1 号様式）

②県における観光事業の実施報告書

③法人は登記事項証明書、法人以外の団体は代表者の身分証明書

※団体の場合は、代表者の身元を証明する書類（身分証明書（本籍地発行）、住民票抄本（特別）、戸籍抄本（一部事項証明書）、印鑑証明書）

④定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体にあってはこれに相当する書類）

⑤役員名簿

※団体の場合は、代表者、構成員の名簿。

⑥法人の組織、運営に関する書類

※団体の場合は、設立趣旨、事業概要が分かる書類。

⑦指定申請の日以前に決算期を経過した直近 3 事業年度分の

貸借対照表、損益（収支）計算書及び財産目録等（決算報告書）

⑧指定申請の日に属する決算年度の事業計画書及び収支予算書

⑨指定管理者の指定予定期間に属する各年度の海浜公園等の管理に関わる事業計画書及び収支予算書（第 2－1 号様式～第 2－4 号様式）

⑩業務の実施方法を記載した書類（第 3 号様式）

⑪納税証明書

※法人の場合は、直近3ヵ年の市町村税の完納証明書。共同企業体の場合は、代表者の直近3ヵ年の市町村税の完納証明書。

※団体の場合は、代表の市町村税の完納証明書。

⑫共同企業体構成員表（第4号様式）

※共同企業体で応募する場合のみ。

⑬共同企業体協定書（第5号様式）

※共同企業体で応募する場合のみ。

⑭その他村長が必要と認める書類

※誓約書（第8号様式）を提出すること。

※村が必要と認める場合は、追加の資料を求めることがある。

※共同企業体については、共同企業体としてだけでなく、各構成員全てにおいても、上記②～⑧までと⑪の書類、誓約書（第8号様式）を提出すること。

（2）留意事項

①応募内容の変更禁止

提出期限後において、申請書類の内容を変更することはできない。ただし、計算・字句の間違い訂正等の軽微な変更もしくは村から申し入れた場合は除く。

②応募書類の取扱

申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、村は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

③申請書に係る費用

応募の際に要する費用は申請者の負担とする。

13. 選定の方法等

（1）資格審査

申請書等の提出後、応募資格要件をみたしているかどうか企画観光課にて書類審査を行う。

（2）選定について

指定管理者の選定は選定委員会が行い、書類審査・ヒアリング及びプレゼンテーション（1団体あたりプレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度）を通じて公平かつ公正に審査を行う。

選定の審査は、令和8年12月中旬～1月上旬に予定している。日時、場所等については、後日応募者に連絡する。

(3) 審査基準

次に掲げる基準により審査し、最も適切な海浜公園の管理運営を行う事ができるものと認めるものを指定管理者の予定候補者として選定する。

- ①利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②海浜公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③海浜公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ④海浜公園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤利用者を増やすためのイベント（自主事業）等の実施計画があること。
- ⑥大宜味村の雇用創出に貢献し、村内の団体等との連携が図られていること。

1 4. 失格事項

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 申請書類の虚偽の記載があった場合。
- (2) この募集要項の内容を遵守しない場合。
- (3) その他不正行為があった場合。

1 5. 応募の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、「応募辞退届」（第7号様式）を速やかに提出すること。

1 6. 選定結果

選定の結果については応募者全員に書面で通知を行う。また、選定結果（応募者名、指定管理予定者の概要、指定管理予定者として選定された法人等の主な提案内容、審査結果等）は村ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に対する異議等については一切応じられない。

1 7. 協定の締結

指定管理者を選定後、議会の議決を経て指定管理者の指定を行い、指定後に協定を締結する。なお、選定された指定管理者と協議が整わない場合は、選定の審査で次点となった応募者と協議することとする。

1 8. 事業実施状況の報告等

(1) 指定管理業務等に係る資料の提出

指定管理者は、指定管理業務について、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条に規定する書類を提出しなければならない。

なお、報告等を受けた結果、指定管理の行う業務が管理運営業務基準等の求

める基準に達していないと判断した場合は、村は、業務の改善等必要な指示を行い、改善がみられない場合は、業務の停止、指定の取り消しを行うものとする。

(2) 業務改善等の報告

指定管理者は、施設の適切な利活用、施設使用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について村へ報告するものとする。

(3) 帳簿書類等の提出

監査委員等が監査等をするため必要があると認めた場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがある。

(4) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに村に報告すること。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、村及び指定管理者は誠意を持って協議すること。

19. 募集及び選定等のスケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集要項等のDL | 令和8年10月19日～令和8年11月30日まで |
| (2) 募集要項等に関する質問受付 | 令和8年11月2日～令和8年11月13日まで |
| (3) 申請の受付 | 令和8年11月16日～令和8年11月30日まで |
| (4) 結果の公表 | 令和9年1月中に予定 |
| (5) 議会の議決 | 令和9年3月定例会 |
| (6) 協定の協議・締結 | 議決後から令和9年3月31日の間 |

20. 問い合わせ先

大宜味村役場 企画観光課

TEL：0980-44-3007

FAX：0980-44-3139

メール：kikaku@vill.ogimi.lg.jp

(別表 1)

貸与備品一覧

(1) 事務用品

品目	数量
事務机	2 台
事務椅子	2 脚
救護室ベッド	1 台

(2) ビーチ管理用備品等

品目	数量
トラクター	1 台
ビーチクリーナー	1 台
水上バイク	1 台
トレーラー	1 台
海洋性危険生物侵入防止ネット	1 式 (200m)
レスキューボード	1 台
監視タワー	1 台
ライフジャケット	20 着 (大人用 : 10 着) (子供用 : 10 着)
救命担架	1 台
AED	1 台
レスキューチューブ	2 個

(別表 2)

利用料金

施設名	単位	利用料金
コインシャワー	1 回	2 0 0 円
コインロッカー	1 回	2 0 0 円

区分	単位	利用料金
行商、募金、出店その他これら に類する行為をする場合	1 箇所 (5 m × 5 m) / 日	3 , 0 0 0 円
業として写真を撮影する場合	1 日	5 , 0 0 0 円
業として動画 (映画等を含む) を撮影する場合	1 日	3 0 , 0 0 0 円

リスク分担表

リスクの種類	内容	責任分担	
		村	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する条例等の変更	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の村又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象）に伴う、施設及び修繕による負担	○	
利用者または第三者への損害	利定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等の損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
施設、設備の修繕	小規模修繕（塗装、漏水、機械設備等）		○
	大規模修繕（主要構造部分の修繕、災害等からの復旧）	○	
事業の中止	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	行政的理由による事業変更	○	
事業終了時の費用	指定期間の満了、または指定期間中における業務の廃止に伴う撤収・現状回復費用		○

※○が責任を負う。